

水資源機構 令和6年度・第1回入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年7月2日(火) 機構本社会議室(WEB併用)		
委員	栗田 誠(大学名誉教授) 篠原焔夫(弁護士) 田中規夫(大学院教授) 森 裕(広域連合代表監査委員) 藤川智紀(大学教授)		
審査対象期間	令和5年10月1日~令和6年3月31日		
抽出案件	総件数	6 件	(備考)
工事	一般競争入札	2 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約(競争性のある)	0 件	
	随意契約(特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

1. 審議対象の入札等案件に対する委員からの意見・質問、それに対する回答等

(1) 一般競争入札(工事)

【福岡導水施設地震対策思案橋併設水路工事】

意見・質問	回答
・技術点評価調書の青木あすなる建設の評価の欄に棒線が引いてあり、入札価格が予定価格を超過したという理由で評価の対象としていないが、そのことがどこかに注意書きで書いてあるのか。この棒線だけだと初めて見た人は、理解できないのではないのか。また、この資料は公表されているのか。	・従前から注意書きの記載はしていない。また、公表資料も同様の記載となっている。一般の方が見たとすると分からないかもしれないが、入札参加者や有資格業者の方が見るのであれば、概ね理解いただけると考える。公表している入札公告や予定価格超過と記載している入札状況調書をセットで見れば分かるかと思う。
・予定価格を超過すると評価は途中で終わってしまうが、技術点が20点と表示することに意味はあるのか。	・評価項目はそれぞれ異なっており、例えば企業の技術力の評価、技術提案の評価、施工体制の評価で分かれているので、それぞれ評価し、その結果は公表している。
・入札価格が3番目の者と1番目の者で約6,000万の差があり、技術点で逆転しているが、価格点はどのような考え方で付けているのか。	・価格点の算定については、入札説明書に $\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ と記載している。今回は、総合評価落札方式を採用しているため、まず価格点を求め、技術点を加え、その両方の点数を合計して、その評価値の順位で競い合う形としている。

<ul style="list-style-type: none"> 技術点の計算について、最高点は20点として比例配分しているが、今回、技術点が1位になっている者が予定価格を超過した者である。その技術点の計算をするときに、予定よりも金額が高くなるような技術に関する提案をした者を最高の20点という評価にして、その他のところを比例配分していくと、他者の差が縮まってしまうということになる。機構が想定している予算からは不相応な技術を提案し、それがあまりに高い点数を取ると、他者がもっと低いところでの勝負になってしまうと思われるが、その点について、何か考慮されることはないか。例えば、超過していないところを1位(20点)とし、絶対的な評価であったほうが分かりやすいと考える。 予定価格を超過している者の技術点を基準となる20点としていることについて疑問はある。この表を作成する時点では、金額は確認されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 価格は価格として、技術は技術として評価し、切り離した形で評価している。 施工体制の確認は、開札後に評価をするので、応札額を確認した上で、予定価格超過者については、以降の評価はしないという整理をしている。 予定価格の範囲内であることが落札の原則であるので、予定価格を超過している者については、施工体制確認による再評価から除外し、開札以前に評価している企業の技術力などの技術点については、表示しているところである。
--	---

(2) 一般競争入札 (工事)

【青蓮寺ダム非常用洪水吐き設備外塗装工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 丸福興業は施工体制評価点が零点だが、これは企業評価と施工体制評価は全く別のところを評価しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制評価前の企業評価の点数については、企業の過去の工事成績や配置を予定している技術者など、これまでの実績の要素を評価している。それに対して、施工体制評価点は、今回の工事を契約した場合、どのような体制でやるかなど、準備状況を確認し、そのような事項が明確になっているかどうかを評価しているため、評価の内容としては異なった要素と考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 低入札になった者と契約したことにより、機構側で重点的に監督を行い、施工体制・品質に問題ないとしているが、結果としてそうであっただけで、契約する際に施工体制評価点が零点であるような業者と契約しないほうがよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制を確認した際に不明確なところはあったが、その後の体入札価格調査において、工事が施工できない、所要の成果をクリアできないというところまでの判断には至らなかったところである。
<ul style="list-style-type: none"> 施工体制評価点が零点だと不適合に見えるが、体制がしっかりしていた部分があれば、点数を足してもよい気がするが、評価点は20かゼロしかないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制評価点は、幾つか項目が分かれており、例えば10点など、点数がつく場合もある。
<ul style="list-style-type: none"> 塗装工事は比較的、高度な技術力を求めているものではないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> そのように考えている。今回の工事は、施工体制評価点が20点になっているが、施設を造るような工事の場合、概ね30点としており、施工体制が整っていない業者が逆転し、参入するようなことは起こりにくいと考えている。

(3) 通常指名競争入札（工事）

【十文字揚水機場建屋外補修工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none">・指名競争において、辞退者が非常に多いが、辞退理由は把握、分析しているのか。例えば、利益率がよくないなど、推測でもよいので教えて欲しい。	<ul style="list-style-type: none">・発注時期が要因の一つと考えている。建築業界の方に発注時期について聞いたところ、公共の建築工事の受注を希望するような業者は、学校関係の夏休み期間に行う工事の受注が多いとのことであったので、受注しやすいと考えられる夏休み以降の発注としたところ、当初の一般競争が不落となってしまう。そこで指名競争に切り替えたことにより、時期が遅くなってしまったのが要因と考えている。・また、施工場所が点在しているのも、業者から敬遠される理由の一つと推測される。
<ul style="list-style-type: none">・利益率が低いことも要因の一つではないか。常識的に考えれば、利益率が高ければ応札は増えるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・新規の建築であれば、利益率は上がってくると思うが、既存の施設の補修は、利益率は上がらないと考えられる。
<ul style="list-style-type: none">・辞退者が多くなる事情を予定価格に考慮できれば、もう少し参加者は多かったのではないか。これも一つの検討材料になるのではないかと考える。	<ul style="list-style-type: none">・機構としても限られた人的資源の中で発注をしていかなければならないので、類似の工種のを一定程度まとめ、ロットを確保した上で、一般競争で発注している。その結果、施工場所が点在する発注とならざるを得ず、なかなか打つ手がないのが実態と考えている。予定価格は、予定価格としてある一定の基準の下に算定しなければならないが、そのような事情を考慮することができればいいとも考える。
<ul style="list-style-type: none">・国の基準だとか、国交省の基準という説明を聞くが、それは一つの基準であり、絶対ではないのではないか。いろいろなケースで、少しずつ柔軟に考えたほうがいい場合もあるのではないか。限られた予算の中で、なるべく安く工事を優秀なところに請け負ってほしいというのは、当然の要望ではある。	<ul style="list-style-type: none">・もう少しロットが大きな工事であれば、例えば、近接工事を2つぐらいに分けて発注することで、業者に対する負担も軽減されるとも考えられる。また、国の標準的な基準は幾つかあるものの、機構としてどのように対処していくかということについては、入札方式の在り方も含め検討の余地はあるかと思うので、複数の事例が確認できれば、早めに検討していかねばならないと思う。
<ul style="list-style-type: none">・老化したブロック塀の改修は、全国的にも問題になっており、速やかに、かつ確実にできるように、予算を上乗せする方法や、発注を分ける方法などにつながるようなことを考えていくのもいいかと思う。時期によって本当に安全性の問題があると思うので、緊急案件ではないが、それに準じるような案件は適切に実施した方がよいと考える。	<ul style="list-style-type: none">・建築関係工事は、早い時期に発注できるよう努力はしているが、予算の兼ね合いもあり、後ろにずれるケースも多くなっている。緊急性が高い案件については、計画的に発注しなければならないと考えている。
<ul style="list-style-type: none">・契約金額が最終的に増えている要因はなにか。	<ul style="list-style-type: none">・当初予定していた数量が少し増加したもので、いわゆる精算変更で増額しているものである。
<ul style="list-style-type: none">・工事をする箇所を後から追加したということか。公共調達では、予定価格の変更できない。今回の場合は不落随契により契約に至っているため、実質的に工事を	<ul style="list-style-type: none">・本件は、別の工種の工事を後で追加し変更契約するというものではなく、その工事に関連して、例えば、当初想定していた数量よりも増えたり、施工する段になりそれを加えないと本体の工事ができないもの

少し増やして、契約金額を修正したということはないか。	であったりするものは、契約を変更して対応している。また、当初契約の3割以上の契約変更になる場合については、この内容で本体工事に入れていいのか、それとも別発注とすべきなのかということをお社と協議をした上で、判断している状況である。
----------------------------	--

(4) 一般競争入札（土木関係建設コンサルタント業務）【水質調査外業務 R 5】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・日建技術コンサルタントが低入札による追加資料の提出を辞退したとのことだが、辞退した理由はどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にヒアリングはしていないが、履行確実性評価が下がり、落札できないと認識されたのではないかと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・履行確実性評価について、資料を提出すれば20点になるということではなくて、出したとしても点数は上がらないという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・履行確実性評価については、資料がしっかり出れば、一定の評価になると思うが、資料を提出したからといって必ず20点が付与されるわけではない。
<ul style="list-style-type: none"> ・R 5 の琵琶湖の水質調査について、応募者数は2者であるが、毎年同調査について、応募者の増減はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・把握しているR 2年、3年、4年は2者の応募者があった。なお、R 5年の資料請求のあった者数は5者で、実際の応募者は2者となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・履行確実性評価のための追加資料というのは、具体的にはどのような資料を要求しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書に示しているとおおり、様式1から様式7の資料を提出いただき、履行確実性評価のヒアリングを行うことを明示している。コンサルの場合は、この追加資料を求める段階で辞退される者が多く、昨年も約1～2%しか資料の提出を行っていない状況である。
<ul style="list-style-type: none"> ・この種の調査案件は2～3年の履行期間で発注したほうが効率的にできるのではないかと考えるが、1年ごとに発注しなければいけないものなのか、それとも2～3年で発注するようなこともあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容にもよると考える。1年単位でなければできないものもあれば、複数年にまとめてできるものもあると考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な調査であれば、例えば、2年で発注してやったほうが、トータルで効率的にできるのではないかと考えるがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所によっては、2～3年ぐらいにまとめ発注しているところもある。琵琶湖の場合、規模が大きく、予定価格も高額となる。まとめることにより、契約体制も本社契約となり、事務手続きや事務所運営、予算の執行も含めて考慮すると、今のところ単年度契約で特に大きな問題もなく進めてきているところである。

(5) 通常指名競争入札（地質調査業務）【江川ダム堤体観測等業務】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格が応札のあった5者の間で倍ぐらゐの差がある。指名競争入札の場合、低入札ではあるが、体制の確認ができれば、手続として、この後、逆転するようなことはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査の結果、当該業者で履行が可能だと判断すれば、その者となる。

<ul style="list-style-type: none"> ・履行確実性評価を実施し順位が逆転する場合と、低入札価格調査を行いそのまま落札される場合があるが、その方式の選択条件はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・履行確実性評価を行うのは、一般競争入札において総合評価を実施する場合で、本件は指名競争入札で、価格競争を実施しているの、履行確実性の評価は実施していない。今回は、低入札価格調査という形で調査した結果、最低入札価格者の履行が可能であると、落札決定したところである。
<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札において、低入札価格調査を行った者は、現時点で自分たちが1番であるという自覚は持つものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのように認識していると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札における総合評価の場合で低入札価格調査を行うということは、自分たちが低入札であるということを理解し、辞退することもある。今回の指名競争入札については、自分たちの順位がどのくらいであるということが分かっているが、この時点で辞退することもあり得たということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あり得る。

(6) 補償契約

【残存山林補償】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・機構が用地取得後、この残存山林から伐採して搬出する際には、どのような方法で伐採林を搬出していたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・索道やモノレールなどで工夫して搬出していたものと理解している。将来、道ができる想定もあったと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・当該補償は、現時点で行うようなものなのか。残存山林の問題は、機構が隣接地を取得した時点から生じるのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・残存山林の管理が、将来、とても不便になるので、地元の方々からは残存山林についてどうしてくれるのだという意見が相当強かった。付替道路の建設が中止となり、取得済用地に隣接する山林の価値が減少するため、減価分に対して損失補償を行ったものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・残存山林は、斜面の途中にあり、伐採しても運びようがない。地権者には責任はなく、ダムができれば問題なかったので補償は当然されるべきと考える。補償額を算出するのは、難しいと考えるが、不動産鑑定士などの専門家が評価するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士が評価し、その差額をお支払いすることになる。

2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 江頭 憲一 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 田中 英晶 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 登里 聡 (内線 2321)